

教育情報データ標準仕様 Ver. 0.5

EIDS (Educational Information Data Standard) Ver.0.5

1. 共通仕様

1. 1. データフォーマット

1. 1. 1. データは XML で記述されること。
1. 1. 2. 他システム連携を目的として外部出力する際には、データを CSV でも出力可能とすること。

1. 2. データセキュリティ要件

1. 2. 1. セキュリティは、推奨仕様である財団法人コンピュータ教育開発センター（CEC）の教育情報 DSS（教育情報 Data Security Standard）に可能な限り準拠していること。
1. 2. 2. 当該教育委員会のイントラネット外からアクセスする場合は、VPN 接続と認証要件に生体認証を含んでいること。
1. 2. 3. セキュリティ要件に関しては、自治体の情報セキュリティポリシーがある場合には、そちらに対応することを優先していること。

1. 3. データアクセス権限設定

1. 3. 1. 個別仕様で要求するデータ入力担当者（以下データオリジネータとする）のみが、原初データを入力可能とすること。
1. 3. 2. 個別仕様で要求する所属長（以下データオーナーとする）及びデータ管理責任者（以下データチェッカーとする）による、原初データの修正を可能とすること。
1. 3. 3. 個別仕様で要求する閲覧許可者ごとに閲覧可能範囲を設定する。

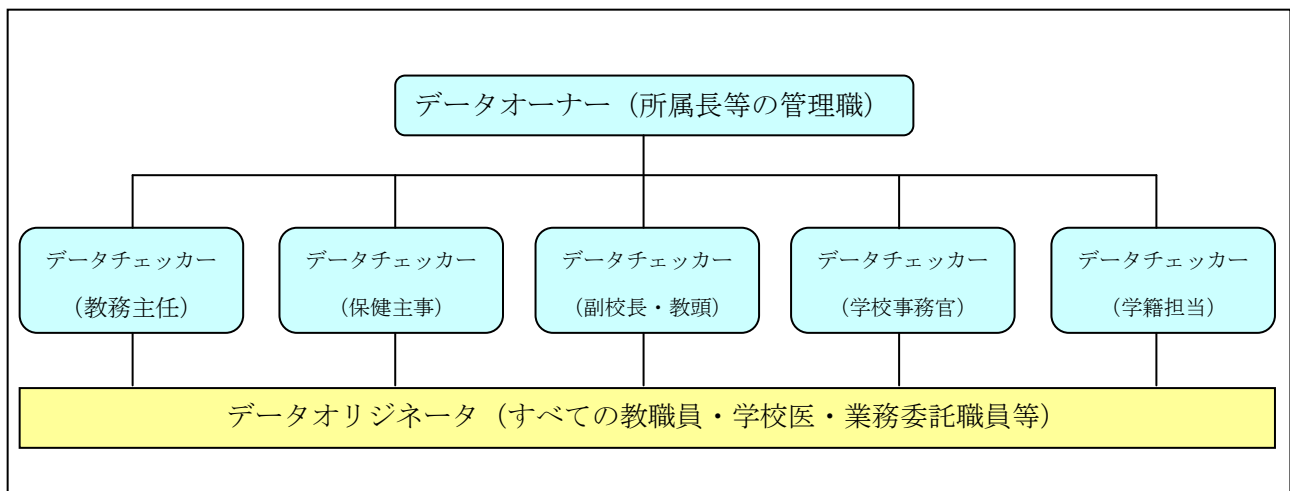


図1 学校におけるデータアクセス権限設定の例

1. 4. データ真正性保証

1. 4. 1. データの真正性を保証するため、個別仕様で要求する指定期間におけるデータオーナーのデータ妥当性審査後、データオーナーが電子印鑑等の真正性保証データを付加し、それ以後のデータ修正を不可能とし、データを固定すること。
1. 4. 2. データの記入、修正、閲覧、電子印鑑の押印の、アクセス者、アクセス日時、アクセス元のログを、文書保存年限中、データオーナーのみが閲覧可能な状態で保存すること。

1. 5. データ可用性保証

1. 5. 1. データ保存年限中のデータの可用性を保証するため、データは RAID で保存すると共に、外部リムーバブル記憶媒体へのバックアップ機能を実装し、バックアップデータを耐火書庫で保存可能とすること。

1. 6. データ関係保証

1. 6. 1. 他システムとの連携を保証するため、データオーナーの許可により、XML データと CSV データを、インポート、エクスポートする機能を実装すること。
1. 6. 2. エクスポートしたデータには、暗号化とパスワード保護を実施すること。

1. 7. データの保存年限

1. 7. 1. 法令、文書管理規則等に基づき、データ保存年限を設定し、保存年限満了後は、データオーナーの許可により、データを完全消去すること。また、そのためデータ完全消去ソフトまたは機能実装すること。

2. 個別仕様

2. 1. 指導要録

2. 1. 1. 別表1のデータフォーマットを有すること。
2. 1. 2. 別表1の個人基本データは、住民基本台帳または学齢簿からインポート可能とすること。
2. 1. 3. 別表1の出欠の記録は、出席簿の出欠管理データからインポートすること。
2. 1. 4. 学校基本データ及び学校更新データは、データチェッカーによる入力を一括して全個人データに反映すること。
2. 1. 5. 電子化未実施地区への転出に対応するため、文部科学省の例示に近い形式で、A4縦用紙に印刷可能であること。また、その際、「この写しは、原本と相違ないことを保証します。」という文言と学校長職印電子印鑑を欄外上部に自動印刷すること。
2. 1. 6. 学校長の指定により、データチェッカーを設定すること。
2. 1. 7. データチェッカーが、学校基本情報、学校更新情報、学級担任・教科担任データを入力し、データオリジネータとして設定とすること。
2. 1. 8. データオリジネータは、当該年度4月1日から3月31日まで原初データの入力、修正、閲覧、電子印鑑の押印が可能であること。
2. 1. 9. データチェッカーとデータオーナーは、当該年度4月1日から次年度5月1日まで、データの修正、電子印鑑の押印が可能であること。
2. 1. 10. 別表1のインデックスデータ及び編・入学・転学データを基に、学級ごとの指導要録索引として、別表1-1のデータを、一覧表示・印刷が可能であること。
2. 1. 11. 別表1のインデックスデータ及び編・入学データを基に、学校全体の編・入学簿として、別表1-2のデータを、一覧表示・印刷が可能であること。
2. 1. 11. 別表1のインデックスデータ及び転学データ、退学データから、学校全体の退学簿または除籍簿として、別表1-3のデータを、一覧表示可能であること。
2. 1. 12. 情報公開請求時に対応するため、データオーナーの部分指定により、黒塗りつぶしによる伏せ字印刷が可能であること。